

高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会 第13回会合 申合せ（案）

平成 29 年 3 月 16 日

高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

高齢者・障がい者は、消費者被害に巻き込まれやすく、また、繰り返し被害者になることが多いことから、被害の未然防止と早期発見による拡大防止を図ることが重要である。

平成 28 年 4 月に改正消費者安全法が、また同じく平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行された。高齢者・障がい者が安全・安心に暮らすことができる社会を目指し、31 地方公共団体（平成 29 年 1 月 1 日現在）で消費者安全確保地域協議会が設置され、消費生活相談においても機能の充実強化等が進められている。見守り活動の担い手の育成に関しては、消費者教育推進法の理念の基づき、各地で工夫を凝らした出前講座等が実施されている。

地域において、更なるきめ細かな見守り活動を推進するため、本連絡協議会においては、関係諸団体とともに、高齢者・障がい者が、消費者としての利益の擁護及び増進が図られるように取り組むものとする。

1. 【発信】高齢者、障がい者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信を行う

各構成員は、高齢消費者・障がい消費者等に対して身近な存在であることから、悪質商法やリコール情報等の安全・安心に関わる情報、消費生活相談窓口等、消費生活に関する情報について、インターネット、広報誌、その他様々な場を活用して、高齢者や障がい者、周りの方々へ積極的に情報発信していく。行政は、適時・適切かつ正確な情報を提供する仕組みを検討する。

2. 【連携】多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む

改正消費者安全法に定義された「消費者安全確保地域協議会」（以下「地域協議会」という）は、国及び地方公共団体の機関、地域の関連機関、消費生活協力団体または消費生活協力員により組織することとされている。

各構成員は、傘下の団体にも働きかけ、各地域で、消費者団体、福祉関係団体、民生委員、事業者団体、自治会、行政各部門など多様な主体が連携し、高齢者・障がい者の消費者トラブル防止や「見守り」のためのネットワークを構築するとともに、積極的に地域協議会に参画する。

3. 【参画】効果的な情報発信、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する

見守り活動の担い手の得意分野を活用した消費生活に関する情報発信、消費者教育・啓発の実践的な取組を通じて、高齢者や障がい者御自身に消費者問題への関心を高めていただき、地域における消費者トラブル防止の活動へ参画してもらえよう取り組む。

4. 【検証】活動状況を定期的に検証し、必要に応じた支援を地方公共団体に働きかける

各構成員は、一年を目途に、上記 1. から 3. に関するフォローアップのための会議を開催し、課題の共有化を図り、行政は必要に応じた支援を行う。

以上